

郵便料の現金予納等についてのお願い

福岡地方裁判所本庁

地方裁判所（※）の事件に関する郵便料の納付については、これまでの「郵便切手を窓口提出する方法」に替えて、

- ①〔窓口納付〕現金を裁判所の会計窓口へ納付する方法
 - ②〔銀行振込〕現金を裁判所の口座へ振り込む方法
 - ③〔電子納付〕インターネットを利用して電子納付する方法
- を御利用いただきますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

※ 現在のところ、簡易裁判所の事件については①～③の方法はご利用いただけません（郵便切手での納付をお願いします）。

メリットについて

上記①～③の納付方法を利用すると、次のようなメリットがあります。

- 納付する際に郵便切手の内訳を考慮する必要がありません。
- 書類を提出された際に、郵便切手の確認でお待ちいたしません。
- 裁判が終われば、残額は保管金提出書で申請された口座に自動的に振り込まれるため、返還に際して裁判所へ出向いていただく必要がありません。

窓口納付

裁判所の出納課保管金係の窓口へ現金を持参する方法です（手数料は不要です）。

銀行振込

銀行振込には、次の2つの方法があります。

- 1 裁判所の当座預金口座へ振り込む方法（振込手数料が必要です）
- 2 裁判所の保管金を取扱う日本銀行の支店又は一般代理店の窓口へ現金を持参する方法（手数料は不要です）

※ 窓口納付、銀行振込の手続については、別添資料「[窓口納付・銀行振込について](#)」をご覧ください。

電子納付

※ 電子納付については、別添資料「[保管金の電子納付について](#)」をご覧ください。

なお、郵送を御希望の方は、保管金提出書を送付しますので、返送用封筒に82円切手を貼って提出をお願いします。

問合せ先：福岡地方裁判所出納課保管金係（代表）092-781-3141